

議案第 6 号

大口町督促手数料の廃止に係る関係条例の整理に関する条例の制定について

大口町督促手数料の廃止に係る関係条例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、督促手数料を廃止することに伴い、関係条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町督促手数料の廃止に係る関係条例の整理に関する条例

(大口町税条例の一部改正)

第1条 大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「その督促手数料、延滞金」を「その延滞金」に改める。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

(大口町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 大口町後期高齢者医療に関する条例（平成20年大口町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(大口町介護保険条例の一部改正)

第3条 大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に納期限の到来する町税等に係る督促手数料については、なお従前の例による。

大口町税条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 徴収金 町税並びに<u>その延滞金</u>、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><u>第23条 削除</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 徴収金 町税並びに<u>その督促手数料、延滞金</u>、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第23条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について50円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>

大口町後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p><u>第5条 削除</u></p>	<p><u>(保険料の督促手数料)</u></p> <p>第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>50円とする。</u></p>

大口町介護保険条例の一部改正新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p><u>第8条 削除</u></p>	<p><u>(保険料の督促手数料)</u></p> <p>第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>50円とする。</u></p>

改正要旨

1 改正の目的

町税等の督促手数料を廃止することに伴い、関係規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

○改正理由

現在、督促手数料のみの納付書の発行が増加しており、それに伴う郵送代、収納に係るコンビニでの取扱手数料及び事務処理コストも増加しています。また、銀行では、令和9年度以降にQRが付いていない納付書の窓口収納手数料を徴収するとの情報が出ており、このまま督促手数料を徴収し続けることが経費面や事務処理において、更なるコストの増加に繋がる懸念されます。

以上の事から、督促手数料を廃止することにより、経費の削減を図ると共に、事務負担の軽減が図られることから、徴収事務への注力し、更なる収納率向上を図ります。

○対象となる督促手数料

- ・町税督促手数料
- ・国民健康保険税督促手数料（条例中に大口町税条例に準ずると規定しているため改正を要せず。）
- ・後期高齢者医療保険料督促手数料
- ・介護保険料督促手数料

3 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

令和8年4月1日以降に納期限が到来する町税等に係る督促手数料を廃止します。

なお、令和8年3月31日以前に納期が到来した町税等については、従前どおり督促手数料の徴収をします。